

令和 3 年度

第 10 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年1月6日、大多喜町農業委員会会长 渡辺忠洋は、令和3年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画（案）について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 利用権の中途解約に係る通知の受理について

<出席委員> (10名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康照 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

- 【事務局長】秋山 賢次 【事務局】伊嶋 孝行 寺井 絵里

開 会（午後 2 時 00 分）

事務局長
(秋山)

本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から、令和 3 年度第 10 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番の井口委員が遅参するという連絡を受けておりますが、9 名の出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

議長
(渡辺会長)

(渡辺会長あいさつ)

本日はお忙しい中、また足元の悪い中、令和 3 年度第 10 回総会にお集まりいただきご苦労様です。本日は雪が降っていることもありますので、委員の皆様におかれましてはいつも以上に円滑な議事進行についてご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、質問に関しては議案に関係ある内容のものとし、現地調査報告にあたりましては調査担当委員の調査実施結果について意見を付するようお願いいたします。

それでは議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。

3 番の渡邊委員、4 番の森委員にお願いします。

早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

2 頁をお開きください。今回も複数の申請案件が提出されておりますので、先に一括して事務局で説明を行った後、1 件ずつ審議をお願いいたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。

番号 54。所在・地番：船子字〇〇番。地目：田。地積：2,925 m²。

権利者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇〇氏。義務者：鴨川市内浦〇〇番地〇〇〇氏。事由：譲受人/畑として利用するため、申請地を取得したい。譲渡人/今後耕作する予定がないため、譲受人の要望に応じたい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 55。所在・地番：大戸字〇〇番。地目：田。地積：1,216 m² 他 1 筆で合計 2 筆 2,703 m²。権利者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇氏。義務者：大多喜町大戸〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/自作地の隣接地である申請地を取得して規模拡大を図るため。譲渡人/高齢で耕作が困難なため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 56。所在・地番：久保字〇〇番。地目：畠。地積：1,946 m² 他 12 筆で合計 13 筆 17,048 m²。権利者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇氏。義務者：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/規模拡大を図るため。譲渡人/高齢で耕作が困難なため、譲受人の希望により譲渡したい。権利内容：売買による所有権移転。

番号 57。所在・地番：横山字〇〇番。地目：田。地積：1,021 m²。権利者：大多喜町横山〇〇番地 株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇氏。義務者：千葉市若葉区桜木〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲受人/国道沿いに移転するバラ園の切花等のバラを生産する土地として取得したい。隣接地も取得済みのため一体として利用する。譲渡人/耕作を依頼していたが、借受人が耕作をしなくなつたため売却する。権利内容：売買による所有権移転。

なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては 4 頁に掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。現地調査報告ですが、番号 54 につきましては井口委員が現地調査を担当されましたのが、まだ到着しておりませんので、先に番号 55 の報告から行いたいと思います。番号 55 につきましては私が現地調査を担当させていただきましたのでご報告します。

12月 22 日の午後 1 時 30 分から譲受人・譲渡人双方の代理人である〇〇氏の立会いにより現地確認を実施しました。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。〇〇番は町道と大戸川に挟まれた土地で町道から 2m 位高い位置となっております。申請地の町道側 2/3 は昨年も耕作されており、今後も耕作を行う予定とのことですですが、残りの 1/3 は約 1.5m 位低くなつておらず、現在保全管理状態となっておりますので、今後も同様に保全管理を行うとのことです。次に〇〇番につきましては、これまで耕作されておりますので、今後も引き続き耕作を行うと

のことであります。このような状況から調査を担当した委員の意見としては特に問題はないので3条許可相当と判断いたしました。

なお、参考としまして価格についてお伺いしましたところ、親には反対されましたとのことですが固定資産税の評価額で決めましたとのことです。以上で報告を終わります。ご審議の程お願ひいたします。

本件につきまして何かご意見がありましたら発言をお願いいたします。

議場 「なし」の声あり

議長(渡辺会長) それではご質問がないようですので、番号55について許可することとしてご異議ございませんか。

議場 「異議なし」の声あり

議長(渡辺会長) 異議なしと認め、番号55につきましては許可することで決定いたします。

続きまして、番号56につきましては末吉委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

末吉委員(9番) 12月2日の午前中に申請者の○○氏と一緒に現地確認を実施しましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。筆数が複数ありますので説明は分割して行いたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。まず始めに久保字菖蒲田の4筆及び横山字菖蒲田○○番についてですが現況はそれぞれ保全管理されておりますので特に問題はないと思います。ご審議の程お願ひいたします。

議長(渡辺会長) 始めの5筆について説明が終わりましたが、ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員(7番) 売買による所有権移転とのことですが、価格についてお伺いします。

事務局(寺井) 本件につきましては、申請者の名義で所有権移転するという形で申請をしておりますが、実際は申請者の親が住宅と一緒に農地を購入するという話でありまして、申請者が親御さんから農地を貸借する金額として年間○○万円×10年間で○○○万円というこ

とで伺っております。なお、位置図につきましては農地以外の部分につきましてもマーキングしてしまってますので分かりづらい資料となってしまっていますが、あくまで農業委員会に諮る部分は農地部分となります。

議長
(渡辺会長)

末吉委員
(9番)

議長
(渡辺会長)

末吉委員
(9番)

議長
(渡辺会長)

小高委員
(7番)

議長
(渡辺会長)

事務局
(寺井)

この申請地は昔ハウスが建っていた場所ですか。

イチゴ栽培のハウスがあった場所です。

他に何か質問はありますか。無いようでしたら残りの筆について末吉委員から説明をお願いいたします。

引き続きご説明させていただきます。場所につきましては資料の位置図・案内図に示してある位置となります。横山字十二天〇〇番及び苗代田〇〇番については以前耕作放棄地となっていましたが申請者が草刈りを行って現在は保全管理状態となっております。また、十二天のもう1筆〇〇番については現在も耕作放棄地状態となっています。

下大多喜字長澤〇〇番と〇〇番は現在梅園となっております。また、〇〇番は保全管理となっており、〇〇番と〇〇番も梅園となっており峯之越区で管理しておりましたが、今回の売買により今後は申請者が管理を行うとのことです。調査担当委員の意見として問題はないものと思います。よろしくご審議の程お願ひいたします。

ご苦労様でした。末吉委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

本案件は申請地が分散しており、田も少なくない状況ですので若干の懸念がありますが、年齢も若くやってみたいという気持ちもありますので、農業委員会として背中を押すという意味で応援するという形ですかね。

参考で説明させていただきたいのですが、申請者の方は前農業委員の吉野さんと親しくしており、指導とかもしていただけて助けてもらっていますと話していました。

ご質問で地目で田が多いということですが、現況は梅林とか畑になっている場所が多いので、純粹に水田となっている場所は少ないと思います。

加曾利委員 (1 番)	十二天〇〇番は耕作放棄地という説明でしたが、今後どのようにする考えなのか伺っていますか。
末吉委員 (9 番)	今のところは具体的な予定については伺っておりません。周辺も耕作放棄地だらけなので、とりあえず当面は保全管理を進めてくださいという指導は行いました。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	それでは他にご質問がないようですので、番号 56 について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 56 につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、井口委員が出席されましたので番号 54 についての説明・審議を行いたいと思います。まず井口委員から現地調査報告をお願いします。
井口委員 (6 番)	12月23日の11時に申請者代理人の不動産業者立会いにより現地調査を実施しましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となり、東側と南側には住宅地が広がっています。現況につきましては写真を添付しましたが道路から2m位下がっている場所となっており保全管理がされております。 譲渡人は現在施設に入所しており、子供もおらず親族も千葉市に住んでいることから管理することができないので売却したいとのことで、申請者は購入して畠として利用したいとのことです。
議長 (渡辺会長)	井口委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
加曾利委員 (1 番)	申請者は畠で利用することですが、具体的にどのような作物を作つてどうして行くのか伺っていますか。と言いますのも、この申請者の方は過去にも何ヵ所か同様の案件が出てる経緯もありますので、実際に今回の申請地をどうして行くのか伺いたいのですが。

井口委員 (6番)	立会は代理人の方でしたので詳しいお話は伺っておりません。
事務局 (寺井)	只今のご質問に関しましては事務局で伺っておりますのでご説明いたします。予定作物としてはソラマメ、サツマイモ、ジャガイモ、オクラ、落花生等を作付する予定とのことで、これらの作物は以前取得した農地でも作付されている作目ですので、規模拡大の方向性としては同じものになるとの話です。
矢代委員 (8番)	申請者の方は他の地区でも農地を購入しておりますが、作付は概ね半分位でサツマイモ、ソラマメなどです。
鈴木委員 (5番)	取得した農地について、計画通りまでとはいかないまでもある程度それに近い形で管理されていることが見受けられる案件については監督するという条件付きで許可を出してはどうかと考えますが。
佐川委員 (2番)	農地を耕作目的で許可をして購入したにも係らず極端に言うとその証が見受けられない場合は好ましくない状況だと考えますので、鈴木委員のおっしゃっている条件付きというのも一つの方法であると私も個人的には考えます。
議長 (渡辺会長)	矢代委員のお話ですと申請者の方は全く耕作していないという訳ではないようなんですが。
矢代委員 (8番)	千葉県の事務指針では一応農地を取得してから3年以内は転売や農地以外のものに変えないということになっていますので、農地の取得があった場合はその地区の担当委員さんには見回りを行ってもらい、作付を実施していないようであれば指導を行うようにしてはどうかと思いますが。
議長 (渡辺会長)	事務局としてはどのような考えがありますでしょうか。
事務局長 (秋山課長)	農業委員会許可につきましては、あくまで町ではなく農業委員会に許可権限がありますので、指導等を実施するにしても農業委員会の名前において行うこととなりますし、過去にも農業委員会視察を実施した事例もあります。農業委員会の決定ということであれば事務局として設定させていただくことは出来ますが、あくまで農業委員会総会の議件における決定やそれを執行する権利者は町ではなく農業委員会であります。

議長 (渡辺会長)	これまでの話を総合しますと、農業委員会で現地を行うか地区担当の農業委員と推進委員に任せて確認をしてもらうかの方法が考えられると思いますがいかがでしょうか。
小高委員 (7 番)	今の話について確認なのですが、今回の申請者の方の取得農地を過去に遡って全て視察するということなのか、それとも 3 年間にのみ遡って視察するということなのか、または今回の案件に関してのみ視察するということなのか。
議長 (渡辺会長)	私が今提案したのは今回の件についてという意味で、現地担当農業委員と推進委員で半年から 1 年位の間にどのような状況になっているかを確認したらどうかということです。
小高委員 (7 番)	矢代委員から先程ご説明いただいた 3 年以内は変更できないということから考えますと、過去 3 年間に遡って取得した農地について確認を行った方が良いと考えますが。
森委員 (4 番)	私の考えとしては 3 条案件について農業委員会で確認を行うということであれば、今回の申請案件だけではなく年に 1~2 回町全体を対象として実施するのが妥当だと思います。
議長 (渡辺会長)	この件に関しては非常に難しい問題であると思います。荒廃農地が増えている中で、農地が農地として機能しない状態で放置していくいいのかという問題もあります。個人の考えとしましては、農地として取得した土地を全く耕作していないということは問題だと思いますが、例えば 1 反部のうち 3 畝部位を耕作していればこのご時世だと有難いのかなと思います。
小高委員 (7 番)	今我々が審議していることは許可しないという流れではなく、農業委員会が過去に許可した案件について、結果として適正に実施されているのかを我々は確認する責任があるということで協議を行っていると認識しています。これは我々農業委員の責任と立場を再認識するという意味において、私はまだ 1 年目の委員ですが素晴らしい姿勢だと感じます。
議長 (渡辺会長)	色々なご意見をいただきましたが、この問題について今結論を出すことは難しいと思いますので、委員の皆様や事務局にも引き続きお考えいただき、4 月以降あたりまでにそれぞれ考えをまとめておいていただきたいと思います。少し時間を掛けて考えましょう。

	それでは議件に戻ります。番号 54につきまして色々なご意見がありましたら、許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ——
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 54につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号 57につきましては矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
矢代委員 (8 番)	12月 27日の午前中、代理人の不動産業者の〇〇さんに聞き取りを行い現地調査を実施して参りましたのでご報告いたします。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。現況は水稻を作付けし、親戚の方が管理してくださっているが自分では耕作することができないため売却したいとのことです。権利者の株式会社〇〇〇〇は借地のため自分の土地を購入してバラ園を経営したいとのことで、これまでも申請を行っておりますが今回申請地の周辺も取得済みのためバラを生産する土地として取得したいとのことです。問題はないと思いますのでよろしくご審議の程お願いいたします。 なお、事務局から申請者がこれまでに取得した農地を図面に落とした資料をお配りしておりますので、ご参考にしていただけたいと思います。
議長 (渡辺会長)	ありがとうございました。矢代委員からの報告が終わりました。皆さんからのご質問を受ける前に配布しました図面につきまして事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (伊嶋)	本日お配りをいたしました図面につきましては、前回総会において委員の皆様からご要望のありました株式会社〇〇〇〇がこれまでに取得した農地について毎月に色分けをして図面にまとめたものであります。申請者の方は今後も農地を取得することがあると思いますので、また折を見てこのような形で委員の皆様に参考資料としてお示しして行きたいと思います。
議長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりましたので、ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7 番)	私はこの図を求めておりましたので、事務局にお礼並びに感謝を申し上げます。この全体図があると申請に対して一目瞭然で把

握することができます。事務局は大変だと思いますが会議資料の丁寧な取り扱いをこれからもお願ひいたします。

事務局
(伊嶋)

ありがとうございます。承知いたしました。

議長
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議場

————「なし」の声あり————

議長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号 57 について許可することとしてご異議ございませんか。

議場

————「異議なし」の声あり————

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 57 につきましては許可することで決定いたします。

議案第 1 号については以上です。

続きまして議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局
(寺井)

5 頁をお開きください。

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があつたので、その可否について意見を求める。

番号 26。所在・地番：上原字富加沢〇〇番。地目：田。地積 763 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：大多喜町上原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：現在町内で林業を営んでいるが、申請地を取得してテントサイトのキャンプ場を設営したい。ソロ専門のキャンプ場はニーズがある割に少ないため、需要に対する供給を行い、林業家としての強みである薪の提供を行いたい。賃借権設定。

続きまして番号 27-1 から番号 27-5 までをご説明いたします。

番号 27-1。所在・地番：久保字内岡墓〇〇番。地目：田。地積：368 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町大多喜 93 番地 大多喜町長 飯島勝美。義務者：大多喜町泉水〇〇番〇〇〇氏。この他 27-2 から 27-5 まで各筆毎に義務者は違っておりますが、全てこれらは一体の申請案件として提出されております。事由：公共工事や近年増加している災害復旧工事の際の資材や土

砂等の置場が必要であり、既存の町所有の資材置場と隣接していること及び国道や町道に隣接した利便性の高い土地であるため、申請地を取得したい。埋立等は行わず整地して使用する。転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。番号 26 につきましては井口委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

井口委員
(6 番)

1月5日の9時から申請者及び事務局2名の立会いにより現地調査を行いましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。申請地の近隣に民家はなく、山に挟まれて荒廃農地となっておりましたが、申請者が草木の伐採や整地を行って現況としてはある程度きれいな状態となっておりました。報告は以上です。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長
(渡辺会長)

ご苦労様でした。井口委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議場

―― 「なし」の声あり ――

議長
(渡辺会長)

それでは特にご質問がないようですので、番号 26 について許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

―― 「異議なし」の声あり ――

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 26 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

次に番号 27 につきましては矢代委員が調査を担当されましたのでご報告をお願いいたします。

矢代委員
(8 番)

番号 27-1 から 27-5 につきまして、1月5日の午前中に役場担当者の鈴木企画政策係長及び事務局2名の立会いにより現地調査を行ってまいりましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。それぞれの現況についてご説明いたします。27-1 は水稻が作付されております。27-2 はカヤや雑木が生えており畑としては利用されておりません。27-3 も雑木が生えておりこちらも畑としては利用されておりません。27-4 は水稻が作付けされている田となってお

ります。27-5 は雑木が生えており畠として利用されておりません。申請地は公共工事が近年増加している災害復旧工事の際の資材や土砂などの置場の確保が必要なため資材置場として活用したいとのことです。また、木は伐採してカヤなどはきれいに刈り取りして埋立などは行わずに整地して使用することです。周辺農地への被害防除対策は資材等の飛散や流出・防止のため隣接地との境界部分から距離を置いて大雨・強風の際は作業を中止します。既存の町所有の資材置場と隣接していること、国道や町道にも隣接しており、利便性の高い土地であります。隣接農地への日照の影響もないため、問題はないと思います。よろしくご審議の程お願いいいたします。

議長
(渡辺会長)

ありがとうございました。矢代委員からの報告が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

小高委員
(7番)

事務局に質問ですが、資料の中に夷隅合同庁舎の資料が添付されていますが、この施設の他に合同庁舎が建てられるという前提でこの申請が出ているということですか。

事務局
(寺井)

近々その予定があるということで参考として資料を添付させていただいたものです。

議長
(渡辺会長)

他にご質問はありますか。

議場

――「なし」の声あり――

議長
(渡辺会長)

それではご質問がないようですので、番号 27-1 から 27-5 について許可相当とすることとして異議ございませんか。

議場

――「異議なし」の声あり――

議長
(渡辺会長)

異議なしと認め、番号 27-1 から 27-5 につきましては許可相当とすることで決定いたします。

議案第 2 号については以上です。

続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利用集積計画(案)」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(寺井)

7 頁をお開きください。

議案第 3 号「農業経営基盤強化法第 18 条の規定による農用地利

用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり
2. 公告を予定する日：令和4年1月7日

今回提出されております農地利用集積計画の内容につきましては8頁から11頁に記載してあるとおりです。また、権利取得後の農業経営の状況につきましては12頁に掲載してあるとおりとなります。事務局からの説明は以上です。

議 長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。整理番号3-30から3-33につきまして、ご質問のある方は発言をお願いいたします。

議 場

————「なし」の声あり————

議 長
(渡辺会長)

ご質問がないようですので、整理番号3-30から3-33について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 場

————「異議なし」の声あり————

議 長
(渡辺会長)

異議なしと認め、整理番号3-30から3-33については原案のとおり決定することとします。

議件は以上でございます。

それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願ひいたします。

事 務 局
(寺 井)

13頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。

番号30。所在・地番：堀之内字熊野原〇〇番。地目：畠。地積：459m²他15筆で合計16筆17,755m²。登記原因・日付：相続・令和3年8月16日。権利者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号31。所在・地番：八声字中臺〇〇番。地目：田。地積：254m²。登記原因・日付：相続・令和3年8月16日。権利者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号32。所在・地番：小谷松字澤尻〇〇番。地目：畠。地積：112m²他6筆で合計7筆4,147m²。登記原因・日付：相続・令和3

年 12 月 3 日。権利者：大多喜町小谷松〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 33。所在・地番：湯倉字竹ノ沢〇〇番。地目：田。地積：1,325 m²他 18 筆で合計 19 筆 9,759 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 12 月 13 日。権利者：大多喜町紙敷〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 34。所在・地番：紙敷字藤入道〇〇番。地目：畠。地積：793 m²他 4 筆で合計 5 筆 3,849 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 12 月 16 日。権利者：大多喜町紙敷〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 35。所在・地番：石神字中山〇〇番。地目：田。地積：45 m²他 5 筆で合計 6 筆 3,231 m²。登記原因・日付：相続・令和 3 年 12 月 13 日。権利者：大多喜町石神〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です。

報告第 2 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係る通知を受理したので報告する。

番号 31。所在・地番：田丁字下町〇〇番。地目：田。地積：2,343 m²。貸付人：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：イノシシによる被害が多すぎるため借受者から耕作を中止したいと申出があったため。

番号 32。所在・地番：下大多喜字山ノ下〇〇番。地目：田。地積：884 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：長生郡睦沢町森〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：中間管理機構を利用するため。

番号 33。所在・地番：下大多喜字西田代〇〇番。地目：田。地積：1,049 m²。貸付人：番号 32 に同じ。借受人：番号 32 に同じ。事由：耕作をしないため。

番号 34。所在・地番：下大多喜字台下〇〇番。地目：田。地積：989 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 32 に同じ。事由：父の体調不良によるため。

番号 35。所在・地番：下大多喜字台下〇〇番。地目：田。地積：3,002 m²他 2 筆で合計 3 筆 6,385 m²。貸付人：大多喜町下大多喜〇〇番地 被相続人〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇氏。借受人：番号 32 に同じ。事由：番号 34 に同じ。

番号 36。所在・地番：下大多喜字台下〇〇番。地目：田。地積：1,604 m²。貸付人：市原市青葉台〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：番号 32 に同じ。事由：番号 34 に同じ。

報告第 2 号は以上です。

報告事項は以上で終了となります。

(渡辺会長)

す。

続きまして議事日程6「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局

(寺井)

私から2点ございます。

まず農業委員会の活動セットにつきまして来月か再来月の総会時に回収したいと考えておりますので、ご記入していない箇所がありましたら整理をしておいてください。

もう1点は農業者年金の加入推進記録簿のご提出について、加入に結びつかなかった場合でも戸別訪問を行ったという事実には変わりがありませんので、結果に係らず必ずご提出くださるようお願ひいたします。

事務局

(伊嶋)

続きまして私の方から2点程お話をさせていただきます。

1点目は現在千葉市に住んでハーブを栽培されている方が大多喜町でも栽培を行いたいので農地を貸してくれる人がいたら紹介願いたいとのお話がありました。特にどこの地区でということはないそうですので、心当たりがありましたら事務局に一報をお願いいたします。

2点目ですが、千葉県農業会議から農業委員会ブルゾンの購入について希望調査がありましたので、希望される方は自費購入となりますが1月14日までに事務局までご連絡をお願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

(渡辺会長)

事務局から説明がありましたことにつきまして、委員の皆さんお願ひいたします。

それでは以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

(秋山課長)

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会(午後3時45分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月6日

議長

渡辺忠洋

署名委員

森紀久嗣

署名委員

渡邊さくえん